

女性活躍推進法に係る一般事業主行動計画

(計画期間：2026年4月1日～2029年3月31日までの3年間)

職業生活において、女性の個性と能力が十分に発揮できる社会を実現するため、次のように行動計画を策定します。

目標1 係長級以上にある者に占める女性労働者の割合を45%以上とする

- ・両立支援制度の周知を強化する。
- ・性別を問わず、育児と仕事の両立支援を推進する。

目標2 フルタイムの労働者の法定時間外・法定休日労働時間の平均を各月10時間未満とする

- ・定期的な労働者の意識調査と改善策の実施を行う。
- ・職場と家庭の両方において貢献できる職場風土づくりに向けた意識啓発を実施する。

目標3 以下3項目以上を達成する

- ア 非正社員から正社員への転換
- イ 労働者のキャリアアップに資する雇用管理区分間の転換
- ウ 過去に在籍した正社員としての再雇用
- エ おおむね30歳以上の正社員としての採用

- ・各種制度を整備する
- ・性別を問わず、職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備を行う。

